

(平成23年2月2日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認山梨地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
国民年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	1 件
国民年金関係	1 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和58年6月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和53年4月から57年3月まで
② 昭和58年6月から平成3年3月まで

申立期間①及び申立期間②のうち結婚するまでの昭和58年11月までは、実家の母親が国民年金保険料を納付していた。結婚後については納付していない期間があったが、61年頃に未納分を遡って納付しており、平成13年にA町（現在は、B市）に転居した際にも年金は全部納められていると確認してくれたのに、今更未納があると言われても納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、実家の母親が地区の集金人に保険料を納付していたと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は国民年金手帳記号番号払出簿から、昭和57年7月9日にC町（現在は、D市）において払い出されていることが確認でき、53年4月から55年3月までは時効により納付できない期間である上、57年3月までは過年度保険料となり、納付組織では納付できない期間である。

2 申立期間②について、申立人は、結婚する前の昭和58年11月までは実家の母親が納付しており、結婚後の未納としていた保険料は、E市に転居した59年9月の約2年後に遡って支払いをしたと主張しているところ、C町において払い出された申立人の国民年金手帳記号番号に係る国民年金被保険者台帳（特殊台帳）の記録では、58年6月1日に国民年金資格を喪失し、同年6月の国民年金保険料が還付されたことが確認できるが、申立人が同日に国民年金資格を喪失の上、納付済みであった同年6月の保険料が還付されなけれ

ばならない合理的な理由は見当たらず、事実と異なる資格喪失手続により還付処理が行われたものと考えられる。

一方、前述のC町において払い出された申立人の国民年金手帳記号番号の記録では、昭和58年6月1日に資格喪失した後に、再度資格取得した記録は無い上、申立人がE市に転居した後の平成元年7月17日にE市において職権により別の国民年金手帳記号番号が払い出されていることが確認でき、昭和58年6月から平成元年6月までは、国民年金資格の無い未加入期間とされており、申立人の主張は不自然である。

また、申立人は、「遡って保険料を納付した際に、集金人から主人は年で遡ってももうだめだと言われたが、私の場合は大丈夫と言われ、払うようになった。」と説明しており、オンライン記録では、平成4年12月に3年4月から4年3月までの保険料の追納及び同年4月から同年12月までの現年度保険料を一括納付した記録が確認でき、この時点における申立人の年齢は36歳で年金の受給資格(25年)を満たすことが可能であるが、夫の年齢は42歳を過ぎており、上記集金人の説明とも矛盾は無い。

- 3 さらに、申立人が申立期間①及び②(昭和58年6月を除く)に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無い上、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和58年6月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年1月から同年3月まで

私は、国民年金保険料をA町役場(現在は、B市役所)の窓口で納付していた。申立期間の保険料を納付していることを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除く全ての期間の国民年金保険料を納付しており、その夫も、特例納付等を利用して、全ての期間の保険料を納付していることから、夫婦共に、その納付意識は高かったものと認められる。

また、申立人の申立期間は3か月と短期間である上、昭和42年度及び43年度の国民年金保険料の納付日は、そのほとんどが納期月の初日、あるいは納期月の到来より前の日であることが国民年金印紙検認記録から確認できること、申立人が、役場の職員から、未納について督促等された記憶が無い上、申立期間の前後を通じて、申立人の住所の変更、あるいは、生活状況の大きな変化は認められないことから、申立期間のみが未納とされているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 3 月から 56 年 2 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 3 月から 56 年 2 月まで
会社を辞めて厚生年金保険被保険者資格を喪失したため、実家の父親に勧められて国民年金の手続をしてもらい、実家に戻るまでの 4 年間、毎月仕送りした中から保険料を支払ってもらっていたはずなので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿から、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 56 年 4 月 17 日に A 町（現在は、B 町）において払い出されていることが確認でき、申立期間に、同町において、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡は見当たらず、また、申立期間の一部時期に住民票があった C 区においても、国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡は見当たらない。

また、申立人が所持する年金手帳及び国民年金被保険者名簿の資格取得日は、いずれも昭和 56 年 3 月 26 日と記載されており、申立期間は、納付の勧奨等が行われない国民年金未加入期間とされている。

さらに、申立人は、国民年金への加入手続及び申立期間の保険料納付に直接関与しておらず、国民年金への加入手続及び保険料を納付していたとする父親は既に死亡しており、当時の事情を聴取することはできない。

加えて、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。